

平成27年度の固定価格買取制度における太陽光発電設備の 認定申請及び審査の状況について

固定価格買取制度の運用見直しに伴い、以下2点を踏まえ、平成27年6月30日までに認定を希望する場合には、平成27年5月1日(金)までに申請書が到達するよう提出していただく旨ご案内しておりました。

1. 270日ルールの適用される日(接続契約申込みの受領の翌日から270日を経過した日)が平成27年度内となるためには、遅くとも、平成27年7月3日(金)までに接続契約申込みを受領されることが必要。
2. 利潤配慮期間の調達価格は、平成27年6月30日(火)までに、認定を受けて接続契約を締結することが必要。

今般、平成27年5月1日(金)までに到達した申請件数に鑑み、同年5月29日(金)までに到達した申請書については、可能な範囲で、同年6月30日(火)までの認定に向けた処理を行っていくことといたします。ただし、同年5月29日までに申請書が到達した場合であっても、今後申請数が急増した場合や到達した申請書に不備があると認められる場合には、同年6月30日(火)までの認定は事実上困難^{※1}となりますので、その旨をあらかじめご留意いただいた上で、可能な限り速やかに申請書を提出くださいますようお願いいたします。

また、各経済産業局及びJPEA代行申請センター(JP-AC)が、申請の審査を迅速に進めることができるよう、情報収集についてはホームページ^{※2}をよくご確認ください。それでも不明な点についてはコールセンター^{※3}をご利用いただくようご協力をお願いします。

※1 50kW未満の太陽光発電設備については、「再生可能エネルギー発電設備 電子申請サイト(<http://www.fit.go.jp/>)」による申請が申請書到達日中に到達することが必要です。なお、5月30日(土)午前0時から午前6時まで認定運用変更に伴うシステム改修を実施する必要があることから申請できない予定です。

上記以外の発電設備については、申請書類が各経済産業局の認定担当部署に申請書到達日の開庁時間中に到達することが必要であり、これ以降のものは翌開庁日以降に担当部署に到達するため、認定は事実上困難になります。

また、遅延の理由による特例は一切なく、認定担当部署に書類が実際に到達した日のみで管理し、宅配便の配達時間指定や消印は何ら考慮されるものではありません。

〔参考〕各局担当部署の開庁時間

北海道経済産業局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~17:15
東北経済産業局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00
関東経済産業局	新エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00
中部経済産業局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00
近畿経済産業局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00
中国経済産業局	新エネルギー対策室	8:30~12:00、13:00~18:00
四国経済産業局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00
九州経済産業局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00
内閣府沖縄総合事務局	エネルギー対策課	8:30~12:00、13:00~18:00

- ※2 なっとく！再生可能エネルギー
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)
再生可能エネルギー発電設備 電子申請サイト (<http://www.fit.go.jp/>)
- ※3 固定価格買取制度及びグリーン投資減税のお問合せ窓口
0570-057-333
[受付時間] 9:00~18:00 (土日祝除く)

(参考1) 平成27年度の価格適用ルールについて

- ・ 平成27年3月31日までに調達価格が決定していない太陽光発電設備については、平成27年4月1日以降、認定を受けてから電力会社との接続契約が締結された日の調達価格が適用されます。
- ・ ただし、発電事業者の責によらず、接続契約申込みの受領^{※1}の翌日から270日を経過した日までに接続契約締結に至らない場合、270日を経過した日の調達価格が適用されます(以下「270日ルール」という。)^{※2}
- ・ また、接続契約締結後に以下の変更認定が行われた場合、変更認定日の時点で調達価格が見直されます。
 - 運転開始前の発電出力の変更。ただし、10kW未滿又は20%未滿の出力減少、電力会社の接続検討の結果に基づく出力変更、10kW未滿の発電設備の出力変更(変更後も10kW未滿の発電設備である場合に限る)を除く。
 - 運転開始前に太陽電池のメーカー若しくは種類(単結晶シリコン、多結晶シリコン、薄膜半導体、化合物半導体)の変更、又は変換効率の低下を行う変更認定。ただし、当該変更前のメーカーが当該変更前の種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合、10kW未滿の発電設備の場合を除く。
 - 運転開始後に発電出力を増加させる変更。ただし、10kW未滿の発電設備の出力増加(変更後も10kW未滿の発電設備である場合に限る)を除く。

- ※1 270日ルールの起算日は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第6条第1項の認定を受けた上で、接続契約申込みが受領された日の翌日となります。仮に、認定前に接続契約申込みが受領されている場合には、認定日の翌日が起算日となります。

また、高圧(50kW以上2000kW未滿)及び特別高圧(2000kW以上)については、接続契約申込みを行うにあたって、この時点において接続検討申込み(接続検討料の支払い及び接続申込みに必要な書類の提出を含む)が行われている必要があります。

- ※2 平成28年3月31日の270日前の日は平成27年7月5日(日)のため、前々日の7月3日(金)までに接続契約申込みを行わない場合、接続契約申込みの翌日から270日を経過した日は平成28年度になります。

(参考2) 接続契約の締結に要する期間について

- ・ 接続契約締結に要する期間については、再生可能エネルギー発電設備の発電出力や連系希望地点付近の系統状況などにより、大きく異なります。
- ・ 低圧(50kW未滿)の場合には、高圧及び特別高圧に対して比較的短期間で接続契約締結が可

能な傾向にありますが、連系希望地点付近の系統状況によっては、接続検討に時間を要する場合があります。

- ・ また、高圧及び特別高圧については、必ず接続検討（標準処理期間2～3か月）を実施しなければならないため、契約締結までの期間も比較的長期間に及ぶ場合があります。
- ・ 以上のとおり、接続契約締結までどの程度の時間を要するかについては、条件により大きく期間が異なりますので、接続先の各電力会社に個別にご相談ください。